

みやづ歴史の館文化ホール 利用料金表

(令和元年10月1日施行)
(単位：円)

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平 日	22,620	8,170	11,310
	土曜日、日曜日 及び 休日	27,650	10,050	13,820

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備及びリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合の利用料金は、別に定める額とする。
ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

冷 暖 房 装 置 利 用 料 金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	冷 房 料	20,950	8,380	8,380
	暖 房 料	15,710	6,280	6,280

備考

- 1 文化ホールは楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。